

# 海外での事業展開に関心のある中小企業の皆様へ 海外展開資金が従来より使いやすくなります！

## 現行

### 1. 貸付対象

製造業、出版業、ソフトウェア業等を営む者等であって、次のいずれかに該当するもの

3ヶ月間の生産額または取引額が前年同期比で5%以上減少している(またはその見込みがある)

輸出比率が20%以上あり、1ヶ月間の生産額または取引額が前年同期比で増加していない(または増加しない見込み)

### 2. 資金用途

設備資金

### 3. 貸付期間

15年以内

### 4. 貸付限度額

2.5億円

### 5. 貸付金利

基準利率(中小事業:1.95%)

貸付期間5年以内の基準利率(平成21年2月12日現在)。

## 21年度拡充ポイント

### 【ポイント1】 貸付対象の大幅拡充

#### - 対象業種の撤廃

製造業、出版業、ソフトウェア業等の限定を撤廃し、**原則全ての業種が対象(注1)**。

#### - 対象要件の緩和

生産額の減少要件等を改め、**積極的に海外展開する者(注2)が対象**。

(注1)一部例外業種あり。

(注2)取引先の海外進出、原材料の供給事情、労働力不、国内市場の縮小等により、海外展開を行う者

### 【ポイント2】 資金用途の拡充

- 設備資金に加え、**運転資金**を追加(海外企業に対する転貸資金も従来どおり対象)。

### 【ポイント3】 無担保融資への金利引き下げ措置を新たに追加

- 無担保融資の場合には、**0.3%の金利引下げ**。

問い合わせ先:

株式会社 日本政策金融公庫中小企業事業 相談センター

東京:03-3270-1260 名古屋:052-551-5188 大阪:06-6314-7627 福岡:092-781-2396